

介護老人福祉施設

重要事項説明書

社会福祉法人元気村

特別養護老人ホーム栗橋翔裕園

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 元気村
主たる事務所の所在地	〒365-0039 埼玉県鴻巣市東1丁目1-25
代表者(職名・氏名)	理事長 神成 裕介
設立年月日	平成5年1月7日
電話番号	本部事務局 TEL 048-544-0880 / FAX 048-544-0882

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護老人福祉施設 栗橋翔裕園
サービスの種類	介護老人福祉施設
事業所の所在地	〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋310-1
電話番号	TEL 0480-52-6611/ FAX 0480-52-6788
事業所番号	埼玉県 第1171100256号
利用定員	定員90人
面会時間	10:00~11:30(月~土) 14:00~16:30(月~日) ※予約制となります。 ※面会簿への記入をお願いします。

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 ・従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭にその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとします。 ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 提供するサービス及び設備の概要

(1) 基本サービス

- ①食事 〈朝食〉7:30～ 〈昼食〉12:00～ 〈夕食〉17:30～
- ②介護 介護支援専門員が策定した施設サービス計画書に基づき、食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、施設内移動の付き添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話をを行います。
- ③入浴 週に2回の入浴になります。ただし、心身の状況に応じ入浴を控えて清拭等となる場合があります。
- ④機能訓練 機能訓練指導員がご利用者に合わせた機能訓練計画書を作成し、計画を基に機能訓練を実施し身体機能低下を防止するよう努めます。
- ⑤理髪 2カ月に1回、理髪サービスを実施しております。(料金は自己負担)
- ⑥余暇活動 利用者一人ひとりの意向を尊重しアクティビティを実施します。個別の誕生日会、夏祭り、敬老会、秋祭り等季節の行事を実施します。

(2) 設備の概要

居室	4人室 20室 2人室 2室 1人室 6室
浴室	2室 利用者が使用しやすいよう、個別浴槽と特殊浴槽を設けます
食堂	4室 利用者の全員が使用できる十分な広さと備品類を備えます
機能訓練室	1室 利用者が使用できる十分な広さと目的に応じた器具等を備えます。
医務室	1室 利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます
静養室	1室 介護職員室又は看護職員室に隣接して設けます
その他の設備	洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室等を設けます

※ 当施設は、ご利用者の安全確保を目的に、施設共用部(廊下等)に監視カメラを設置しています。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
医師	非常勤 1人
生活相談員	1.0人以上
看護職員	3.0人以上
介護職員	31.0人以上
機能訓練指導員	1.0人以上
管理栄養士	2.0人以上
事務職員	2.0人
介護支援専門員	1.0人以上

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたってご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 野村 翼・平藤 亜希子
管理責任者の氏名	管理者 佐藤 善昭

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護老人福祉施設の利用料

ア. 基本利用料(カッコ内は単位数)

【介護福祉施設サービス費(従来型個室及び多床室共通)】 地域単価 : 10.27円

利用者の 要介護度	介護福祉施設サービス費(1日あたり)			
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割又は2割)※(注2)参照		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,049円(589)	605円	1,210円	1,815円
要介護2	6,767円(659)	677円	1,354円	2,031円
要介護3	7,517円(732)	752円	1,504円	2,256円
要介護4	8,236円(802)	824円	1,648円	2,471円
要介護5	8,945円(871)	895円	1,789円	2,684円

(注1)上記の基本利用料は、単位数×地域単価。これは厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また、1割、2割または3割負担の基準については市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

(注2)ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利 用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算:30	入居した日から30日以内の期間。又は、30日を越える入院後に再び入居した場合。	308円 /日	31円 /日	62円 /日	93円 /日
外泊時費用:246	入院、又は、外泊した場合。基本サービス費に代えて算定(原則6日ですが、月をまたぐ場合には最大12日頂きます。)	2,526 円 /日	253円 /日	506円 /日	758円 /日
看護体制加算 (Ⅰ)口(4単位)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	41円 /日	5円 /日	9円 /日	13円 /日
看護体制加算 (Ⅱ)口(8単位)		82円 /日	9円 /日	17円 /日	25円 /日
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)口:13	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合	133円 /日	14円 /日	27円 /日	40円 /日
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)口:16	特定登録者、認定特定行為業務従事者の登録を受けているものを1名以上配置されている場合	164円 /日	16円 /日	33円 /日	49円 /日
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)90	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な助言及び指導を行った場合	924円 /月	93円 /月	185円 /月	278円 /月
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)110	上記(Ⅰ)を算定しており、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	1,129 円/月	112円 /月	224円 /月	336円 /月
経口維持加算(Ⅰ): 400	経口より食事を摂取し、著しい摂食障害を有する誤嚥が認められる利用者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき月1回以上、多職種の方が共同して観察・会議を行い、利用者毎に経口摂取維持の計画・管理を実施した場合	4,108 円/月	411円 /月	822円 /月	1,233 円/月
経口維持加算(Ⅱ): 100	上記(Ⅰ)を算定しており、協力歯科医療機関を定め、多職種共同の取り組みに医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が参加した場合	1,027 円/月	103円 /月	206円 /月	309円 /月

栄養マネジメント強化加算:11	管理栄養士の配置要件を満たし、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合	113円 /日	12円	23円	34円
療養食加算:6	要件を満たした上で、1日3回を限度とし、療養食を提供した場合(1回につき)	61円 /回	6円 /回	12円 /回	19円 /回
個別機能訓練加算(Ⅰ):12	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置し、入所者ごとに個別機能計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合(123円 /日	13円	25円	37円
個別機能訓練加算(Ⅱ):20	個別機能訓練加算Ⅰを算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合	205円 /月	21円/ 月	42円/ 月	63円/ 月
個別機能訓練加算(Ⅲ):20	個別機能訓練加算Ⅱを算定していること。口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。	205円 /月	21円/ 月	42円/ 月	63円/ 月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ):40	入所者・利用者ごと、ADL値、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合	410円 /月	41円/ 月	82円/ 月	123円 /月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ):60	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の情報提供に加え、新進、疾病の情報を厚生労働省へ提出している場合	513円 /月	51円 /月	103円 /月	154円 /月
日常生活継続支援加算:36	基準以上の重度者を一定の割合で新規に受け入れた場合	369円	37円	74円	111円
安全対策体制加算:20	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること ※入所時に1回に限り算定	205円 /回	21円/ 回	42円/ 回	63円/ 回
精神科医師定期的療養指導加算:5	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合	51円 /日	6円	11円	16円

生産性向上推進体制加算(Ⅰ):10	全てのご利用者に見守り機器等複数導入し、業務改善に取り組みデータを提出している場合	1027 円 /月	103 円 /月	205 円 /月	308 円 /月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ):100	見守り機器等導入し、業務改善に取り組みデータを提出している場合	102 円 /月	10 円 /月	21 円 /月	31 円 /月
ADL維持等加算(Ⅰ):30	利用者全員について開始月、該当月のよく付きから起算して6カ月目においてバーセルインデックスを適切に評価できる者(一定の研修を受けた者)がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出する	308 円 /月	31 円 /月	62 円 /月	92 円 /月
ADL維持等加算(Ⅱ):60		616 円 /月	62 円 /月	123 円 /月	185 円 /月
生活機能向上連携加算(Ⅰ):100	外部の専門職と専門的な視点を協議し、計画を立てて訓練し定期的に効果の確認をする。	1027 円 /月	103 円 /月	205 円 /月	308 円 /月
生活機能向上連携加算(Ⅱ):200	専門家がテレビ電話などで動きを確認し、より詳しく生活の動作について助言、協議する。	2054 円 /月	205 円 /月	411 円 /月	616 円 /月
協力医療機関連携加算	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受ける体制を確保している協力医療機関と連携している場合:50	513 円 /月	52 円 /月	104 円 /月	156 円 /月
	上記以外の協力医療機関と連携している場合:5	52 円 /月	6 円 /月	12 円 /月	18 円 /月
退所時情報提供加算:250	退所時、医療機関に対して、診療状況、身体状況、生活歴等を示す文章を添えて紹介した場合	2568 円/回	257 円/ 回	514 円/ 回	771 円/ 回
看取り介護加算(Ⅱ)	医師が終末期にあると判断した利用者に対して医師、看護職員、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら、看取り介護を行った場合	739 円 /日	74 円 /日	148 円 /日	222 円 /日
	※死亡日の45日前～31日前 → 72	1,478 円/日	148 円 /日	296 円 /日	444 円 /日
	※死亡日以前4日以上～30日以下 → 144	8,010 円/日	801 円 /日	1,602 円/日	2,403 円/日
	※死亡日の前日・前々日 → 780	16,226 円/日	1,623 円/日	3,246 円/日	4,868 円/日
	※死亡日 1580 →				

<p style="text-align: center;">介護職員等 処遇改善加算 I</p>	<p style="text-align: center;">当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)</p>	<p style="text-align: center;">1ヶ月の 利用料 金(基 本部分 +各種 加算減 算)の 14%</p>	<p style="text-align: center;">左記額の1割、2割 または3割</p>
---	--	---	--

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単価数に地域単価数(10.27)を乗じ、その1割・2割または3割相当額を切り捨てて算出するため、ご利用回数等により変動がございます。

(2) その他の費用

① 「居住費」及び「食費」と特別なサービスの利用料

食費	<p>ア 基本料金 1日につき2,100円 (ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします。)</p> <p>イ 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額 予め利用者の選択により外食・外注食をされる場合は、当該額は提供毎の食事の価格とします。</p>
居住費	<p>従来型個室(1日につき) 1,320円 多床室(1日につき) 1,010円 (ただし、介護保険負担額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします。)</p> <p>外泊・入院で1週間以上居室を開ける場合、7日目以降の居室料負担はありませんがショートステイサービスで居室を使用するため一時的にお荷物をすべてお預かりします。帰園時に完全な原状復帰ができない場合がございますのでご了承ください。</p> <p>また退院時にはスムーズに施設へ帰園できる体制をとっておりますが、サービス利用調整等の都合により居室が変更されている場合がございますのであらかじめご了承ください。</p> <p>なお、以下の場合には各費用をご負担いただくことで居室の確保が可能です。</p> <p>① ショートステイでの空床利用をご了承いただけない場合 ⇒多床室:1,700円/日、個室:2,000円/日の居室料で完全に居室を空けておき帰園時には現状のまま居室に戻る事が可能です。</p> <p>② ショートステイでの空床利用は可能だが帰園時に元の部屋に戻ることを希望される場合 ⇒多床室:1,010円/日または個室:1,320円/日の居室料(ショートステイご利用者が利用している期間のご負担はありません)</p>
送迎サービス	ご家族の希望による利用者の送迎 100円/1km
通院サービス	ご家族の希望する別の医療機関の受診送迎が片道6kmを超える場合、総走行距離より片道6km(往復12km)を引き、残りは100円/1km
理美容代	実費
複写サービス	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合 (1頁11円)
電気代	個人使用の電化製品を持ち込み、使用する場合 (テレビ・冷蔵庫・電気毛布の3品目) (1品目1日につき) 55円
希望食	利用者の希望による、通常メニュー以外の食事の調理・提供を行った場合、実費をいただきます。
クラブ活動	利用者の希望により参加した場合、実費をいただきます。
行事参加費	行事に参加された場合、費用に応じた実費をいただきます。
医療費等	医療機関に受診・入院された場合の治療費や薬代など、費用に応じた実費をいただきます。
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

③ 日常費用受入・支払代行費

品目	費用	内容の説明
出納管理費	2,000 円/月額	・被保険者証等の保管・管理費 ・医療費・理美容代・嗜好品購入等における立て替え払い ・通帳の保管・管理費 ・金融機関における窓口対応 ・代行上発生する書類・領収書等の保管・管理

8. 請求及び支払方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、日常費用受入・支払代行費の契約内容に応じて施設にて保管させていただくか、30日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(土日祝日の場合は翌営業日)にゆうちょ銀行の口座より引き落とします。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の25日(土日祝日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 埼玉りそな銀行 栗橋支店 普通口座 3561619 口座名義：社会福祉法人元気村 理事長 神成裕介 (シャカイフクシホウジンケンキムラ リジチョウ カンナリユウスケ)
通帳預かり	ご本人名義の通帳をお預かりし、職員が支払い支援を行います。支払い指定日までに入金をお願いします。

9. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

10. 緊急時の対応方法

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

医療機関名称	医療法人社団 尽徳会 県西在宅クリニック
所在地	〒346-0061 埼玉県久喜市久喜東2-35-5
電話番号	0480-53-6738

※緊急の場合、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

協力歯科医療機関

医療機関名称	新白岡口腔リハ歯科クリニック
所在地	白岡市新白岡7-14-14 新白岡ホープ館101
電話番号	0480-90-7910

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録、報告、説明し、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

12. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。また守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められた場合、あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して、減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険

13. 苦情等相談窓口

※サービス提供に関する相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	野村 翼・平藤 亜希子(生活相談員)
解決責任者	佐藤 善昭 (栗橋翔裕園 施設長)
受付時間	9時00分～18時00分
受付電話番号	0480-52-6611

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓口名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会(理事長主催) 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会(理事長主催)
受付時間	月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	048-631-0070

※次の公的窓口でも相談等を受け付けています。

久喜市 栗橋行政センター 栗橋福祉係 〒349-1192 久喜市間鎌251-1	電話 0480-53-1111 (土、日、祝日を除く 8時30分～17時15分)
久喜市役所 介護保険課 〒346-8501 久喜市下早見85-3	電話 0480-22-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係 〒338-0002 さいたま市中央区下落合1704 国保会館	電話 048-842-2568 土日、祝日は除く8時30分～17時
埼玉県高齢介護課高齢者虐待防止担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎1階	電話 048-830-3251 土日、祝日は除く8時30分～17時

※第三者委員は、公正中立な立場で、苦情等を受け付け相談に応じていただけます。

石井 早苗(栗橋地区)	久喜市栗橋地区民生児童委員	
下田 ナカ(蓮田地区)	蓮田市民生委員、児童委員	
石井 宏(菖蒲地区)	久喜市民生委員・児童委員協議会会長	
山岡 孝(川口地区)	法務省埼玉保護監察所所属 保護司	
加藤 典子(鴻巣地区)	鴻巣市介護保険認定審査委員	

14. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況について

1、利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況・・・なし

実施した年月日	なし
当該結果の開示状況	なし

2、第三者による評価の実施状況・・・なし

実施した年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
当該結果の開示状況	なし

15. 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人元気村 理事長 神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 理事 西川 雅人
栗橋翔裕園 法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 介護老人福祉施設 栗橋翔裕園 施設長 佐藤 善昭

16. 非常時災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、定期的に利用者及び従業者等の訓練を行います。

17. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

18. 虐待防止

事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者のご家族等高齢者現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

19. 衛生管理

- (1) 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
 - (2) 事業所は、事業所における感染症が発生及びまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ウ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- エ 提携、協力病院との連携、研修**

20. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

21. 施設利用時の留意事項

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。
- (2) 施設内では禁煙とし、その他の火気の取り扱いも、認めておりません。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為はご遠慮願います。
- (4) 安全・衛生等管理上必要な指示にご協力願います。
- (5) その他
 - ・利用者から居室の変更希望の申し出や同居者とのトラブル、また心身の状況に変化があった場合は、居室の空き状況に応じて居室の変更を検討いたします。その際には、利用者やご家族等と協議の上で決定するものといたします。
 - ・入居後においても基本的にいつでもご家族と一緒に外出及び外泊ができます。事前に「外出・外泊届」をご提出ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地 〒365-0039 埼玉県鴻巣市東 1-1-25

名称

社会福祉法人 元気村

理事長 神成 裕介 印

〈事業所〉

所在地 〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋 310-1

名称

介護老人福祉施設 栗橋翔裕園

管理者 施設長 佐藤 善昭 印

説明者 生活相談員 印

私は、本書面により、事業者から指定介護老人福祉施設サービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

〈利用者〉

住所

氏名

〈身元引受人 ・ 代理人 (どちらかに○)〉

住所

氏名 (続柄)